

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、県が競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査について定めるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る入札参加資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成26年福島県告示第58号。以下「県告示第58号」という。）及びそのつど告示するところによる。

(申請書等の提出方法)

第3条 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約に係る入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書（第1号様式）及び添付書類を、財産管理課に提出させるものとする。

(資格審査及び認定)

第4条 入札参加資格の審査は、財産管理課長が行い、知事の認定を受けるものとする。
2 前項の資格審査及び認定は、県告示第58号の第1に規定する審査を受けることができない者を除いて行うものとする。

(有資格者名簿への登録)

第5条 財産管理課長は、申請者のうち、前条第1項の規定により、入札参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）については、自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その結果を自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿登録通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 有資格者名簿は、財産管理課長が管理する。
- 3 有資格者名簿は、財産管理課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(資格の喪失)

第6条 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに関する事務を所掌する財産管理者は、有資格者が県告示第58号の第1の第1号に該当することを知ったときは、速やかにその旨を財産管理課長に報告しなければならない。
2 財産管理課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格者名簿からその者に係

る記載を削除するとともに、速やかに自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格喪失通知書（第3号様式）により、当該者に通知するものとする。

（変更届の受理）

第7条 財産管理課長は、有資格者から、県告示第58号の第8に規定する事項について、自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第4号様式）を受理したときは、内容を確認のうえ、有資格者名簿の記載内容を変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年11月28日から施行する。

第1号様式

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

福島県知事

〒
住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名 印

電話番号 ()
ファクシミリ番号 ()
(作成担当者職・氏名)

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札の参加資格を取得したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記入事項はすべて事実と相違なく、かつ下記の各要件のいずれも該当しないことを誓約します。

記

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 県税を滞納している者
- 3 消費税又は地方消費税を滞納している者
- 4 自動販売機の設置業務において、2年以上継続した管理及び運営の実績を有していない者
- 5 法人にあっては福島県内に本店、支店又は営業所を有していない者、個人にあっては福島県内において事業を営んでいない者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

<添付書類>（提出する書類に○を付けること）

- () 登記事項証明書又は写し
- () 身分証明書又は写し
- () 納税証明書（事業税・法人県民税及び自動車税）又は写し
- () 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し
- () 管理・運営する飲料等の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書、契約書又は当該実績を確認できる書類の写し
- () 県内に支店又は営業所を有することを証明する書類
- () 県内において事業を営んでいることを証明する書類
- () 委任状

第2号様式

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿登録通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福島県知事 印

前に申請のありました自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札への参加資格について、下記のとおり登録されましたので、お知らせします。

記

1 登録番号 ()
2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

※ 申請書に記載した内容について変更が生じた場合には、自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第4号様式）及び添付書類を速やかに提出してください。

第3号様式

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格喪失通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福島県知事 印

福島県が行う自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る競争入札への参加資格は、下記の理由により喪失しましたので、お知らせします。

記

理由

第4号様式

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書記載事項変更届

平成 年 月 日

福島県知事

(届出者) 登録番号 ()

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(作成担当者職・氏名)

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

なお、当該変更事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

<必要書類>

変更事項	添付書類
商号又は名称	法人 登記事項証明書又は写し
代表者氏名	個人 身分証明書又は写し 法人 登記事項証明書又は写し
代表者印	(変更前と変更後の印をそれぞれ押印する。)
住所又は所在地	個人 住民票の写し 法人 登記事項証明書又は写し
電話番号、ファクシミリ番号	(変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
代理人(代理人の変更)	委任状
代理人(その他)	(所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリについては、変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。)
その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる事項	その事実を証する書類